

健康福祉委員会（令和7年8月28日）における答弁の誤りについて

令和7年8月28日の健康福祉委員会の「令和6年度 公益財団法人川崎市シルバー人材センター 経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の報告の際に、誤った答弁をしたため、以下のとおり訂正いたします。

1 対象となる質疑

橋本委員からの川崎市シルバー人材センターにおける請負事業と派遣事業での発注者から支払われる事務費に対する質疑

2 委員会における質問・答弁の概要

橋本委員から、川崎市シルバー人材センターにおける請負事業と派遣事業に関して、発注者からシルバー人材センターに支払われる事務費の金額について問われ、「請負事業と派遣事業ともに事務手数料は請負金額の12%」であり、同額が川崎市シルバー人材センターに入ってくると答弁した。

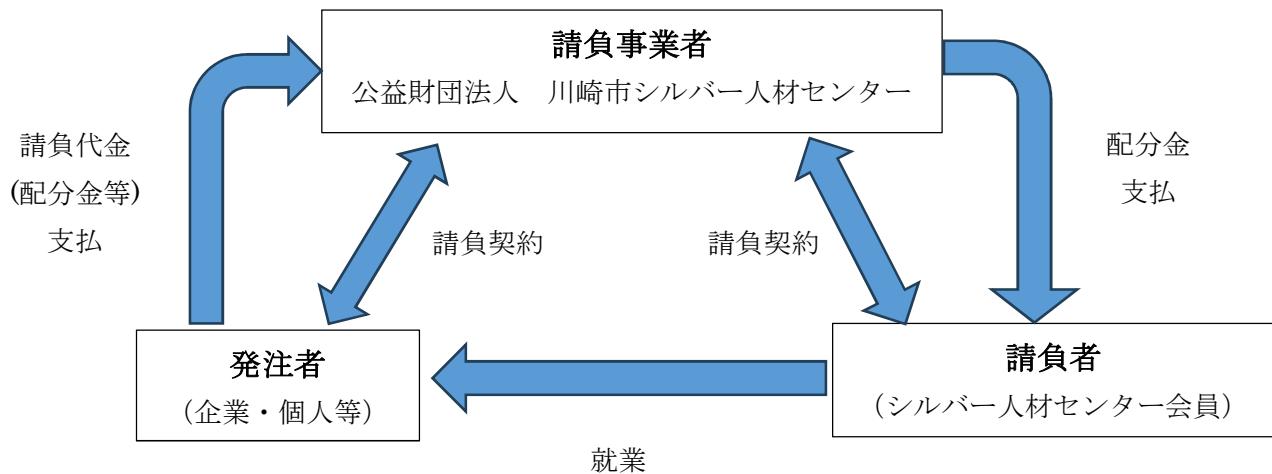
3 本来答弁すべきであった内容

川崎市シルバー人材センターにおいて、発注者からシルバー人材センターに支払われる事務費の金額については、「請負業務」では、会員への配分金+材料費の12%、「派遣事業」では、賃金単価の20%となっている。なお、「派遣事業」における派遣事業主は、神奈川県シルバー人材センター連合会であり、川崎市シルバー人材センターは、事務委任を受けて、川崎市事業所として事業を実施するものである。

派遣事業における事務費については、神奈川県シルバー人材センター連合会に集約されたうえで、派遣業務に必要となる諸経費を除いた金額が、各シルバー人材センターの受注実績に応じ配分されることとなる。このため、各シルバー人材センターに配分される事務費の割合は、県内全体の受注規模や他都市シルバー人材センターの受注状況、諸経費の額により毎年度異なるというのが正しい説明である。

【就業の仕組みについて】

(1) 請負事業の仕組み



(2) シルバー派遣事業の仕組み

